

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、その翌日)

昭和五十八年八月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県規則第五十七号

精神衛生法施行細則の一部を改正する規則

精神衛生法施行細則（昭和四十九年四月鳥取県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

様式第七号を次のように改める。

◆規 則 精神衛生法施行細則の一部を改正する規則

◆告 示 字の区域の新設等

字の区域の変更等（三件）

計量器の定期検査の実施

土地改良法による換地処分（四件）

保安林の指定の解除予定

土地収用法による事業の認定

砂利採取業務主任者試験の合格者

## 規 則

精神衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

様式第7号

(表)

## 措置入院者措置症状消退届

職 氏 名 殿

精神衛生法第29条の5第1項の規定により、下記のとおり措置入院者の措置症状が消退した  
と認められるので、届け出ます。

年 月 日

病院所在地

病院名

管理者氏名



記

措置入院者	住 所				
	氏 名		性別	男・女	生年月日
保護義務者	住 所				
	氏 名		続 柄		
帰 住 地					
病 名		入院年月日	年 月 日		
現 在 の 症 状					
措置症状が消退したと認められる年月日	年 月 日				
措置解除後の処置に関する意見	1 入院継続 2 通院医療 3 訪問指導 4 その他( )				
訪問指導等についての意見					

(裏)

## 記載上の注意事項

- 1 「帰住地」の欄には、当該措置入院者が退院後、実際に帰住する住所を記入すること。ただし、措置解除後も入院を継続する場合には、記入を要しない。
- 2 「現在の症状」の欄には、当該措置入院者の現在の症状をできるだけ詳細に記入すること。
- 3 「措置解除後の処置に関する意見」の欄には、当該措置入院者に措置解除後も必要であると思われる処置を○で囲むこと。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

## 鳥取県告示第六百六十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岸本町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による岸本（大寺）地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年八月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

同上の区域（昭和五十八年二月一日現在の地番による。）

坂長字大寺原

坂長字下大寺原のうち一〇六の一部、一〇七の一部、一二四の一部、一二五の一部、一二六から一二九まで、一三〇の一、一三〇の二、一三一の一部、一三三の一部、一三三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域  
坂長字北芦谷二三の一部、二三の一部、二四から二七ま

	の名称 新たに画する字
坂長字大寺原	坂長字下大寺原のうち一〇六の一部、一〇七の一部、一二四の一部、一二五の一部、一二六から一二九まで、一三〇の一、一三〇の二、一三一の一部、一三三の一部、一三三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 坂長字北芦谷二三の一部、二三の一部、二四から二七ま

字区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和五十八年二月一日現在の地番による。）
大殿字放レ垣 称廃止する字の名	大殿字放レ垣のうち一二四八の一の一部、一二四八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
坂長字北芹谷 坂長字中大寺原	坂長字北芹谷のうち一二四八の一の一部、一二三の一部、二四から二七まで、二八の一部、二九の一部、三〇の一の一部、三六の一部、三七、三八の一の一部、三八の二、四一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
坂長字下大寺原	坂長字北芹谷のうち一二四八の一の二、一二六から一二九まで、一三〇の一、一三一の一部、一三三の一部、一三三及びこれらと一体をなす国有地

字区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和五十八年二月一日現在の地番による。）
鳥取県告示第六百六十八号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岸本町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。	この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による岸本（半川）地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。
丸山字草取坂 称廃止する字の名	丸山字長谿 丸山字大曾根

称廢止する字の名	丸山字西境	三一二の一部、一三一七の一部、一三三〇の一部、一三三 の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 丸山字大曾根一二七二の一部、一二七三の一部、一二八九 の一部、一二九二の一部、一二九四の一部、一二九五の一 部及びこれらと一体をなす国有地 丸山字西境一三三四から一三五六までの一部、一三四五的 一部、一三四五の三の一部、一三四六の一部、一三四 八、一三四九の一部、一三五〇の一部及びこれらと一体を なす国有地 丸山字卯戸口一三七三の一部及びこれと一体をなす国 有地
丸山字卯戸口	丸山字西境のうち一三三四から一三五六までの一部、一三 四五の一の一部、一三四五の三の一部、一三四六の一部、 一三四八、一三四九の一部、一三五〇の一部及びこれらと 一体をなす国有地以外の区域 丸山字卯戸口のうち一三七三の一部及びこれと一体を なす国有地以外の区域 丸山字草取坂一二九六の一部、一三一一の一部、一三一二 の一部、一三一七の一部、一三三〇の一部、一三三一の 一部及びこれらと一体をなす国有地 丸山字大曾根一二八六の一四、一二八六の一五の一部、一 二八七の一四、一二八九の一部及びこれらと一体をなす国 有地の一部 丸山字長谿一三七八、一三九七の一部及びこれらと一 体をなす国有地の一部	丸山字卯戸口のうち一三三四から一三五六までの一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 丸山字草取坂一二九六の一部、一三一一の一部、一三一二の一部、一三一七の一部、一三三〇の一部、一三三一の一部及びこれらと一体をなす国有地 丸山字大曾根一二八六の一四、一二八六の一五の一部、一二八七の一四、一二八九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 丸山字長谿一三七八、一三九七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

## 鳥取県告示第六百六十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岸本町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による清山地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年八月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和五十七年十一月一日現在の地番による。）
清原字下井ノ尻	清原字下井ノ尻のうち七五四と一体をなす国有地
清原字平畑	清原字井ノ尻のうち七五四と一体をなす国有地以外の区 域、清原字下井ノ尻七四四の一部、清原字平畑九六一の一 部、九六三の一部、九六四の一部、九六五、九六六、九 七の一部、九六八、九六九から九七一までの一部及びこれ らと一体をなす国有地、清原字塔屋敷七七二、七七四の一 部及びこれらと一体をなす国有地並びに清原字土居内 屋敷八九七の一部、八九八の一部及びこれらと一体をなす 国有地

清原字塔屋敷 敷	清原字塔屋敷のうち七七二、七七四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
清原字土居内屋 敷	清原字土居内屋敷のうち八九三、八九七から八九九まで及びこれらと一体をなす国有地並びに八九六及び九〇一と一体をなす国有地の一部
清原字敷ノ下	清原字敷ノ下のうち七八九から七九一まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
清原字坊ノ上	清原字坊ノ上八一二及びこれと一体をなす国有地
清原字桑原 桑原	清原字桑原のうち七九二の一部、七九五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
清原字山中 山中	清原字山中のうち六六八の一部、六七四及び六七五の一部以外の区域
清原字アゲタ アゲタ	清原字アゲタの全域、清原字山中六六八の一部、六七四及び六七五の一部、清原字敷ノ下七八九から七九一まで及びこれらと一体をなす国有地の一部、清原字桑原七九二の一部、七九五の一部及びこれらと一体をなす国有地、清原字坊ノ上のうち八一二及びこれと一体をなす国有地以外の区域並びに清原字神田の全域

## 鳥取県告示第六百七十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、閔金町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による堀（米富小泉）地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年八月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和五十八年一月一日現在の地番による。）
大字米富字志々 羅ケ平ル	大字米富字志々羅ケ平ルの全域
大字米富字北志々 羅ケ平ル	大字米富字坂ノ下三五五、三五七及びこれらと一体をなす国有地の一部

称 廃止する字の名  
清原字神田

大字米富字家之  
向平ラ

大字米富字家ノ  
向平ラ

大字米富字家之向平ラのうち八四の二、九五の二、一〇〇  
の二以外の区域

大字米富字家ノ向平ラ八四の二、九五の二、一〇〇の二大  
字米富字家ノ向の全域

大字米富字上通  
リ

大字米富字上通りのうち二〇一から二〇四までの一部、二一〇の  
一〇の一部、二一一の一部、二一二の一の一部、二一二の二の  
二の一部、二二二の三、二二五の一部、二二六の一部、二二九の  
一九の一部、二二一の一部、二二一次一の一部、二二八の  
二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字米富字中曾根三九六の一部及び三九四、三九六と一体  
をなす国有地の一部  
大字米富字坂口三八八、三八九と一体をなす国有地の一部  
大字小泉字大境三八八の一部、三八九の一部

大字米富字家ノ  
前

大字米富字家ノ前  
のうち三〇四の二の一部、三〇六の一部  
及び三一四と一体をなす国有地の一部以外の区域  
大字米富字坂口三八四、三八八と一体をなす国有地の一部

大字米富字坂ノ  
下

大字米富字家ノ前  
のうち三五五、三五七及びこれらと一  
体をなす国有地の一部以外の区域

大字米富字坂口

大字米富字家ノ前  
のうち三九〇の二の一部、三九一から三九四ま  
での一部及びこれらと一体をなす国有地

大字米富字中島

大字米富字上通リ二〇一から二〇四までの一部、二一〇の  
一部、二一一の一部、二一二の一の一部、二一二の二の  
一部、二二二の三、二二五の一部、二二六の一部、二二九の  
一部、二二一の一部、二二一次一の一部、二二八の二の  
一部及びこれらと一体をなす国有地

大字米富字中曾根三九〇の二の一部、三九一次一、三九二  
から三九四までの一部、三九五、三九六の一部、三九七か  
ら四〇〇まで、四〇一の一、四〇一の二、四〇一、四〇二  
次一、四〇三及びこれらと一体をなす国有地

大字米富字中島の全域  
大字米富字ジバン前

大字米富字向田四四一の二、四四一の二、四四二から四四  
五まで、四四六の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字米富字後口谷四八四の六、四八七の二、四八八の二及  
び四八一の一と一体をなす国有地の一部

大字小泉字大境三八六の二、三八八の一部、三八九の一部  
三九〇、三九一の一、三九一の三、三九二、三九三の二、  
三九五の二の一部、三九六、三九七の一部、三九九の二の  
一部及びこれらと一体をなす国有地の一部  
大字小泉字下ノ谷四〇七の二

大字米富字御崎

大字米富字中曾根三九〇の一、三九〇の二の一部、三九一  
の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字米富字向田四四六の一部及びこれらと一体をなす国有地  
大字米富字御崎原の全域

大字米富字後口谷

大字米富字後口谷のうち四八四の六、四八七の二、四八八  
の二及び四八一の一と一体をなす国有地の一部以外の区域

木谷 大字米富字柿ノ 通字小泉字屋敷	大字米富字柿ノ木谷の全域 大字明高字奥田四〇八の四
大字小泉字大境 大字小泉字屋敷通三一一の二の一部、三一二の二、三一三 の二及びこれらと一体をなす国有地	大字小泉字屋敷通のうち三一一の二の一部、三一二の二、 三一三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字小泉字下ノ 大字小泉字大境のうち三二一の四、三二二の五、三四二の 一部、三八六の二、三八八から三九〇まで、三九一の一、 三九一の三、三九二、三九三の二、三九五の二の一部、三 九六、三九七の一部、三九九の二の一部及びこれらと一体 をなす国有地の一部以外の区域	大字小泉字下ノ谷のうち四〇七の二以外の区域
大字明高字奥田 大字明高字大境三二一の四、三二二の五 大字小泉字下ノ谷のうち四〇七の二以外の区域	大字明高字奥田のうち四〇八の四以外の区域
称廢止する字の名 大字米富字中曾根 大字米富字ジバン前 大字米富字大境 大字米富字向田	

計量法第百四十二条各号に掲げる計量器以外の計量器	実施期日	実施時間	実施区域	実施場所
昭和五十八年九月 午前十時から 午後三時まで	昭和五十八年九月 午前十時から 午後三時まで	米子市	米子市勤労青少年ホ ーム	
昭和五十八年九月 八日 昭和五十八年九月 九日 昭和五十八年九月 十二日 昭和五十八年九月 十三日	昭和五十八年九月 八日 昭和五十八年九月 九日 昭和五十八年九月 十二日 昭和五十八年九月 十三日	"	米子市住吉公民館	
午前十一時から 午後零時三十分まで	米子市義方公民館			
午前十一時から 午後零時三十分まで	鳥取県立米子図書館			
午前十一時から 午後二時三十分まで	鳥取大学医学部附属 病院			
午前十一時から 午後二時三十分まで	鳥取県立米子病院			

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第一百四十条の規定に基づき、米子市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第百四十二条の規定により告示する。

昭和五十八年八月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第六百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、岸本町から同町が行う土地改良事業に係る岸本（大寺）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年八月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第六百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、岸本町から同町が行う土地改良事業に係る岸本（半川）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年八月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第六百七十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す

## 鳥取県告示第六百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和五十八年八月五日

準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、関金町から同町が行う土地改良事業に係る堀（米富小泉）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年八月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和五十八年八月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 二 事業の種類

一般乗合旅客自動車操車場建設整備事業

## 三 起業地

1 収用の部分 西伯郡西伯町大字鴨部字八百田地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所  
西伯町役場

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡若桜町大字根安字向小谷口四五四の一〇・字向小谷五二一の一一  
・五二一の三（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
- 三 土砂の流出の防備

## 三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 鳥取県告示第六百七十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基いて  
事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり  
告示する。

昭和五十八年八月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和58年7月29日に実施した砂利採取業務主任者試験に合格した者は、  
次のとおりである。

## 公 告

昭和58年8月5日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

足立 收	上田 忠義	霜田 英之	竹内 清	千馬 幹男
小林 高明	中島 耕二	浜本 敏市	西村 敏郎	葉狩 秀之
福本 翌	米井 亮祐	田中 光男	壹岐 道博	倉持 龍幸
西村 敬一	中川 竹雄	井之上正樹	山中 孝敏	米原 浩史
木口 一由	福井 裕紀	井上 修	小谷 朋史	石倉 信夫
横田 武夫				

## 一 起業者の名称

日ノ丸自動車株式会社